

令和3年9月第13回亶理町議会定例会会議録（第4号）

○ 令和3年9月9日第13回亶理町議会定例会は、亶理町役場議事堂に招集された。

○ 応招議員（18名）

1 番	小野 一雄	2 番	鈴木 邦彦
3 番	高野 進	4 番	結城 喜和
5 番	安藤 美重子	6 番	大槻 和弘
7 番	鈴木 秀一	8 番	小野 明子
9 番	佐藤 邦彦	10番	木村 満
11番	森 義洋	12番	渡邊 健一
13番	澤井 俊一	14番	佐藤 正司
15番	鈴木 高行	16番	熊田 芳子
17番	鈴木 邦昭	18番	佐藤 實

○ 不応招議員（0名）

○ 出席議員（18名） 応招議員に同じ

○ 欠席議員（0名） 不応招議員に同じ

○ 説明のため出席した者の職氏名

町 長	山 田 周 伸	副 町 長	三 戸 部 貞 雄
総 務 課 長	牛 坂 昌 浩	企 画 課 長	齋 義 弘
財 政 課 長	大 堀 俊 之	税 務 課 長	佐 藤 文 行
町 民 生 活 課 長	岡 崎 詳 子	福 祉 課 長	佐 藤 育 弘
長 寿 介 護 課 長	橋 元 栄 樹	子 ども 未 来 課 長	岩 泉 文 彦
健 康 推 進 課 長	齋 藤 彰	農 林 水 産 課 長	菊 池 広 幸
商 工 観 光 課 長	関 本 博 之	都 市 建 設 課 長	袴 田 英 美
施 設 管 理 課 長	佐々木 厚	上 下 水 道 課 長	齋 藤 秀 幸
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	菊 地 邦 博	教 育 課 長	奥 野 光 正
教 育 次 長	南 條 守 一	教 育 総 務 課 長	太 田 貴 史
生 涯 学 習 課 長	片 岡 正 春	農 業 委 員 会 事 務 局 長	山 田 勝 徳
選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	牛 坂 昌 浩	代 表 監 査 委 員	渋 谷 憲 之

○ 事務局より出席した者の職氏名

事 務 局 長	西 山 茂 男	参 事 兼 庶 務 班 長	佐 藤 貴
主 査	片 岡 工		

議事日程第4号

〔議事日程表末尾掲載〕

本日の会議に付した案件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第40号 亶理町個人情報保護条例及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 議案第41号 亶理町職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第42号 亶理町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第43号 令和3年度亶理町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第 6 議案第44号 令和3年度亶理町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 7 議案第45号 令和3年度亶理町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 8 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 9 諮問第 2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第10 報告第10号 令和2年度亶理町健全化判断比率及び資金不足比率について
- 日程第11 報告第11号 令和2年度亶理町水道事業会計の資金不足比率について
- 日程第12 報告第12号 令和2年度亶理町公共下水道事業会計の資金不足比率について

午前10時00分 開議

議長（佐藤 實君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

まず、クールビズでありますので、暑い方は上着を外すことを許可いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

議長（佐藤 實君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第124条の規定により、16番 熊田芳子議員、17番 鈴木邦昭議員を指名いたします。

#### 日程第2 議案第40号 互理町個人情報保護条例及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

議長（佐藤 實君） 日程第2、議案第40号 互理町個人情報保護条例及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長（牛坂昌浩君） それでは、議案第40号についてご説明いたします。

議案書1ページをお開き願います。

議案第40号 互理町個人情報保護条例及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例。

第1条、互理町個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

第2条、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する

法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を次のように改正するものです。

今回の改正につきましては、令和3年5月に公布されましたデジタル改革関連法のうち、「デジタル庁設置法」及び「デジタル社会の形成を図るための関係法律に関する法律」の施行に伴い、内閣にデジタル庁が設置され、情報提供ネットワークシステムの設置・管理主体が「総務大臣」から「内閣総理大臣」に変更されたこと、また番号法、特定個人情報の提供に関する規定が追加されたことから、関係条例の一部改正を行うものです。

説明につきましては新旧対照表で説明いたしますので、新旧対照表1ページをお開き願います。

第1条関係になります。第20条の2、情報提供等、記録の提供先等への通知について、先ほどご説明しましたとおり「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、また番号法第19条の改正により、「第19条第7号」及び「同条第8号」をそれぞれ「第19条第8号」及び「同条第9号」に改めるものです。

次に、新旧対照表2ページになります。

第2条関係になります。こちらも番号法の改正により、第1条趣旨及び第5条特定個人情報の提供、第1項中「第19条第9号」を「第19条第11号」に改めるものです。

議案書1ページに戻りまして、附則としましてこの条例は公布の日から施行するものです。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第40号 互理町個人情報保護条例及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第40号 亶理町個人情報保護条例及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第41号 亶理町職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部を改正する条例

議長（佐藤 實君） 日程第3、議案第41号 亶理町職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部を改正する条例の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長（牛坂昌浩君） それでは、議案第41号についてご説明いたします。

議案書の3ページをお開き願います。

議案第41号 亶理町職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部を改正する条例。

第1条、亶理町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条、固定資産評価審査委員会条例の一部を次のように改正する。

第3条、亶理町山砂利払下条例の一部を次のように改正するものです。

今回の改正につきましては、国の規制改革による押印見直しに関して、政令等の改正により条例に定めのある行政手続3条例について押印の廃止を行うものです。

それでは、新旧対照表で説明いたしますので、新旧対照表3ページをお開き願います。

第1条関係につきましては、国家公務員法のサービス宣誓の改正に合わせるものになります。

第2条、職員のサービスの宣誓、第1項「新たに職員となったものは、任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において県費負担教職員以外の職員にあっては様式第1号、県費負担教職員にあっては様式第2号による宣誓書に署名して

からでなければ、その職務を行ってはならない」を、「新たに職員となったものは、任命権者に県費負担教職員以外の職員にあつては様式第1号、県費負担教職員にあつては様式第2号を提出してからでなければ、その職務を行ってはならない」と改め、4ページ、5ページになりますが、様式第1号及び第2号の「㊟」を削除するものになります。

次に、6ページになります。

第2条関係として、第5条審査の申出、第4項の押印規定を削除して、第5項を第4項に、第6項を第5項とし、第9条口頭審理、第5項の下線部分、「記載し、提出者がこれに署名押印しなければならない」を「記載しなければならない」に改めるものです。

次に、8ページになります。

第3条関係につきましては、様式第1号中「㊟」を削除するものになります。

議案書4ページに戻りまして、附則としてこの条例は公布の日から施行するものです。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。17番鈴木邦昭議員。

17番（鈴木邦昭君） 今第41号、新旧対照表でいきたいと思いますけれども、3ページに「署名」から「提出」にすとなっておりますけれども、署名は必要ないということなんでしょうか。署名というのは、本人の氏名を自筆するのが署名であつて、ただ提出だけでいいということは署名しなくてもいいのかどうかということで、4ページを見ますと氏名というのが入っています。この氏名は、パソコンで打ち込んで、はい見てください、はい提出しますよということなのか、その意味をちょっとお願いします。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（牛坂昌浩君） 様式第1号、第2号にそれぞれ氏名とありますので、見直しにつきましては記名というような形になります。特にパソコンとかそういうふうなものではなくて、自筆という形になります。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

17番（鈴木邦昭君） ということは、この「署名」というところを消してよろしいのかど

うかですね。私ここのところちょっと疑問に思ったわけですが、その点お願いします。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（牛坂昌浩君） あくまでもこの欄には氏名を記名するというような形になりますので、その部分は残しております。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

17番（鈴木邦昭君） やはりここのところをしっかりとしないと、ただ提出するだけでいいんだなんて思われると困ると思うんですよね。ですから、「㊟」を削除、そういったものを含めてやはり署名というのは残したほうがいいのかと私は思うんですが、いかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（牛坂昌浩君） 署名というのは相手に求めるものであって、署名という言葉自体、押印見直しで変えていくような形になりますので、あくまでもここは氏名の欄に記名するというような形で捉えていただければと思います。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第41号 亶理町職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第41号 亶理町職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第42号 亶理町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議長（佐藤 實君） 日程第4、議案第42号 亙理町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。教育総務課長。

教育総務課長（太田貴史君） それでは、議案第42号 亙理町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

議案書は5ページ、新旧対照表は9ページになりますので、ご準備願います。

亙理町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

今回の改正では、学校運営協議会の委員の報酬について、これまではボランティア的な意味合いが強く、無報酬としている自治体が多数でありましたが、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき設置する学校運営協議会は、学校運営の承認など一定の権限を有し、責任を伴うことから、非常勤特別職の公務員に位置づけられ、報酬規定を設けなければならない旨の見解が今般文部科学省より示されました。このことから、本町においても学校運営協議会の委員の報酬について所要の改正を行うものです。

それでは、新旧対照表にてご説明いたします。

改正後の別表第2条関係でございますが、中段、学校運営協議会委員の報酬を年額5,000円と定めるものです。

議案書5ページにお戻り願います。

附則として、この条例は令和3年10月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。9番佐藤邦彦議員。

9番（佐藤邦彦君） それではお尋ねいたします。

この学校運営協議会委員でございますが、責任というふうなことを今お話しになりました。まず、どのような事柄について協議を行い、どのような形で学校運営に反映されるのか、ここところが1点。

それで、予算書のほうには29名とございましたが、町内10校の小中学校に設置さ

れているものなのか、その実態をお話してください。

議長（佐藤 實君） 教育総務課長。

教育総務課長（太田貴史君） まず、学校運営協議会の役割でございますけれども、大きく3点ございまして、校長が作成する学校運営の基本方針を承認すること、それから2点目は学校運営に関する意見を教育委員会または校長に述べるができること、3点目として教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項について教育委員会に意見を述べるができるという3点がございます。

現在、学校運営協議会については高屋小学校に設置してございまして、今年度、逢隈小学校と逢隈中学校に設置する予定でございます。今後全部の学校に広めていくという形になりますが、令和3年度においては3校という形になります。

議長（佐藤 實君） 佐藤邦彦議員。

9 番（佐藤邦彦君） 大変な重職といたしますか、責任があるというふうな協議会ということになるかと思えます。

それで、協議会の年間の会議数はどれくらい開催されているのか。そして委員の構成、属性ですね、こういった方たちを登用されているのか、この2点をお願いします。

議長（佐藤 實君） 教育総務課長。

教育総務課長（太田貴史君） 会議の開催については、国のほうでも示しておりますけれども、年間約4回という形になっています。

構成委員につきましては、まちづくりの代表であるとか、あと地域の代表、PTAの代表、それから教職員等になってございます。

議長（佐藤 實君） 佐藤邦彦議員。

9 番（佐藤邦彦君） そうしますと、この協議会委員の負った責任というふうなことから、年間5,000円というふうな金額、これは日額ではなくどうして年額にしたのか、ここの根拠ですね。年四、五回というふうなことでございました。今までがボランティア的な要素だったというのは分かるんですけども、今回特別職的な仕事というふうなことで、5,000円が日額ではなく年額とした理由。そして、これは低額ではないのかと。5,000円ですね。そここのところの考えをお尋ねいたします。

議長（佐藤 實君） 教育総務課長。

教育総務課長（太田貴史君） まず5,000円についてですけれども、国が示しておるのが年間4回の開催で1回当たり1,250円という形で示してございます。他の自治体におきましても、3,000円とか5,000円とか6,000円とあるんですけれども、国が示しているのはまず5,000円ということで、年額として示されたものでございます。以上になります。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。15番鈴木高行議員。

15番（鈴木高行君） 今回、この学校運営協議会というのが組織として初めて出てきたわけですけれども、学校運営協議会委員というのは相当前から教育委員会の中につくっていいというような法律があったはずです。今までは学校評議員というような形で、評議員さんにいろいろなことで学校側からの報告だけで済ませていたようだけれども、今の話を聞くと職員の任用、あと校長の学校運営に対して町長にも進言できると。相当な権限を持つようになるわけですね、学校運営協議会委員というのは。そういう面で、教育長はこの運営協議会委員に対して相当気を遣うようになると思います。学校でも。職員が悪いのが来たら駄目だ、返してやれとかね、いろんなそういうことも中にはあったということを知っています。学校運営そのもの自体にも校長の運営自体にもこの人らは意見を申すことができる人となれば、その辺どのような対応をするつもりでいるのか。教育長。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（奥野光正君） まず、学校運営協議会の中で、人事に関して意見を述べる事ができると。ただ、人事権はございませんので、例えばAの学校でふるさと教育に非常に力を入れているとなれば、「ふるさと教育に力のある教員をぜひこの学校に採用していただきたい」程度のことは言えます。ただ、個人名を挙げて、この先生は云々だからこの学校には必要ないという言い方はあれですけれども、そういうことはできませんので、あくまでも学校の運営、校長がこういうところに力を入れていきますよと、それに対してこんな教員がいたらいいんじゃないですかねと、そういうことは学校運営協議会で話し合うことはできますけれども、個人名を挙げたり、それから職員の任免に係ることについてはできないということになっております。

それから、学校運営に対して意見があつて、縛られるのではないかということですが、そうではなくて、校長は各学校の地域の実情に応じて学校運営をし

ていくわけですので、さらに校長の学校運営に対してこういうふうにしたらいいのではないかとか、そういう意見を述べるということであって、あくまでも学校運営協議会の方々の意見を取り入れながら、なお充実した学校運営に努めると、そういう方向でこの学校運営協議会というのは立てたということでございます。

議長（佐藤 實君） 鈴木高行議員。

15番（鈴木高行君） 確かにいいように解釈すれば学校運営で助言とかいろいろもらえるかもしれないけれども、実際の話、いじめとか不登校とかそういうようなものがやっぱりこの学校が多いよというような問題でも出てくれば、評議員と違って運営協議会の委員となればそれだけの進言する力を持つようになるわけですね。そういうものを考えると、よっぽど慎重にこの方々を選任して、学校運営に当たらないと、あそこの学校は運営協議会の委員が強いからいろいろなことが修正されたとか、そういう問題まで発展してくるかもしれないし、やっぱりよほど今回からボランティアじゃなくて報酬を払うとなれば、それだけの報酬をもらえばその委員もちゃんと自覚を持ってやると思うんです。その辺もよく検討して、委員の選任等をしていただきたいなと思うんですけれども。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（奥野光正君） 今議員がおっしゃるとおりでございます。これまでありました学校評議員という制度は、校長が委嘱をする委員でございます。この学校運営協議会委員につきましては、教育委員会が任命する形になりますので、あくまで校長のほうから推薦をいただきますけれども、最終的に任命するのは教育委員会ということですので、十分その点も各学校の校長のほうにもお話しして、人選をきちんとするよということはお話ししていきたいと考えております。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ございませんか。6番大槻和弘議員。

6番（大槻和弘君） 今お話あったように、学校評議会というのが今まであって、今度これに変わるというようなことだと思うんですが、変わる理由というのはどういうことなのか教えていただきたい。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（奥野光正君） 学校評議員につきましては、校長の求めに応じて学校の運営に対して意見を述べる、求めに応じてというところでございます。学校運営協議会の場合は、学校の求めに応じ、校長の求めに応じというのも、年度当初に学校の運営

の在り方についてご協議いただくということで、これは地方教育行政法の中にコミュニティ・スクールにつきましては学校運営協議会については設置をするように努力をするということに法が改正されましたので、それにのっとりうちのほうでもこの学校運営協議会制度を進めていくというような考えでございます。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

6 番（大槻和弘君） 今まで高屋小学校にあったというようなことだったんですけども、今度できるということになると来年の4月からということになるのかどうか、その辺を教えていただきたいのと、もう一つ、CS、コミュニティ・スクールですけども、これについて事務局というか、そういう方々がいると思うんですが、その方は学校の職員になるのか、その辺を教えていただきたいです。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（奥野光正君） この場で今後のことについてお話しすることはなかなか難しいんですけども、今年度、逢隈小学校と逢隈中学校のほうには教育委員会指定というところで先行して取り組んでいただいております。その成果と課題を明らかにしていただいて、徐々に町内の学校に広めていこうかなというふうに考えているところですので、まだまだ逢隈小学校・中学校につきましてもメンバーの選定から在り方について今協議をしているところでございます。将来的にはこれを進めていくというようなところでございます。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

6 番（大槻和弘君） 最後になりますけれども、いずれにしてもCSの中には教職員も含めて入れるということになっていますよね。校長も入れるというような格好になっているんですが、そういった考えは頭の中にあるのかどうか、もし分かるのであれば教えてください。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（奥野光正君） 学校運営協議会の役割、使命として、学校運営、学校経営の承認をするということですので、説明する方がいないとなかなかうまくいきませんので、メンバーの中には管理職、または地域連携担当とか、学校によって違うと思いますけれども、学校の職員が入ることは間違いのないと思っております。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第42号 亶理町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第42号 亶理町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第43号 令和3年度亶理町一般会計補正予算（第5号）

議長（佐藤 實君） 日程第5、議案第43号 令和3年度亶理町一般会計補正予算（第5号）の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。財政課長。

財政課長（大堀俊之君） それでは、議案第43号 令和3年度亶理町一般会計補正予算（第5号）についてご説明いたします。

別冊でお配りの一般会計補正予算書（第5号）をご準備の上、1ページをお開き願います。

議案第43号 令和3年度亶理町一般会計補正予算（第5号）。

令和3年度亶理町一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正です。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ20億5,546万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ143億4,253万2,000円とするものです。

第2条、債務負担行為の補正。

債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

最後に第3条、地方債の補正になりますが、地方債の追加及び変更は「第3表

地方債補正」によるとするものでございます。

それでは、初めに歳出予算からご説明いたしますので、補正予算書の17ページ、18ページをお開き願います。

なお、説明に当たっては各款の主なものを中心にご説明させていただきますので、よろしくお願いたします。

初めに、2款総務費です。

1項1目細目4一般管理経費につきましては、令和5年4月1日に改正法施行となる地方公務員の定年延長に関連して、例規の整備や研修業務に係る定年延長に伴う新制度移行業務委託料として138万6,000円を追加補正するものです。

2目細目4広報経費につきましては、昨年度に引き続き仙台市を中心とした宮城県内向けのシティープロモーションにより、はらこ飯などの本町の魅力をPRするため、FMラジオ番組による情報発信事業委託料として154万円を追加補正するものです。

6目細目7公民連携推進事業費につきましては、企業版ふるさと納税を活用して、あぶくま消防本部の協力をいただきながら、現場が使用しやすい救急車両の開発や訓練等を行う救急車研究開発等防災力強化業務委託費として6,000万円、そして鳥の海公園にスケートボードパークを整備するための業務委託費として1億円を追加補正するものであります。

次に、12目細目6まち・ひと・しごと創生推進基金費につきましては、6月定例会で議決いただきました負担つき寄附金を活用し、オリジナル防災ゼリーの開発、配付、低濃度オゾン発生装置を設置することによる防災意識等の調査を行う予定となっておりますが、2か年の事業として実施するため、ご寄附をいただいた4億5,000万円についてまち・ひと・しごと創生推進基金に積立てするほか、13目細目3事務改善経費になりますが、昨年末に総務省が策定した自治体DX推進計画に基づき、本町においてもデジタル技術を活用したデジタルトランスフォーメーションを推進していく必要があることから、企業人材派遣制度を活用し、専門知識、ノウハウを持つ民間企業からデジタル専門の人材派遣を受け入れるための負担金として560万円を追加補正するものです。

続きまして、3款民生費をご説明いたしますので、19ページ、20ページをお開き願います。

初めに、1項8目細目3被災者支援事務経費になりますが、東日本大震災後、被災者の住宅再建支援に充てるため、国から県を通して交付された津波被災住宅再建支援金について、実施期間の終了に伴い、残金を県に返還する必要があることから、東日本大震災復興基金交付金（津波被災住宅再建支援分）事業完了に伴う返還金として12億5,264万7,000円を追加補正するものであります。

2項児童福祉費につきましては、1目細目3児童福祉事務経費において、子育てのための施設等利用給付交付金をはじめとする各種交付金・補助金について、前年度交付額の精算に伴い、国及び県への返還金として合計630万3,000円を追加補正するもののほか、2目細目4児童館管理経費につきましては、吉田西児童館ホール天井の張り替え工事費として152万6,000円を追加補正するものであります。

民生費の最後になりますが、21ページ、22ページ、4目細目3保育園経費につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として逢隈保育園が実施する業務のICT化を図るシステム導入を支援するため、私立保育園等運営事業費補助金として75万円を追加補正するものであります。

続きまして、4款衛生費についてご説明いたします。

初めに、2目細目5予防接種経費につきましては、昨年度と同様に受験期を控えた中学3年生のインフルエンザ予防接種費用を助成するため、中学3年生インフルエンザ予防接種委託料として109万4,000円を追加補正するもののほか、細目10新型コロナウイルスワクチン接種体制確保経費において、町民への新型コロナウイルスワクチン接種に係る経費として3,263万8,000円を追加補正するものです。

ワクチン接種に係る関連経費については、国の指示に基づき、令和2年度の繰越予算として9月分までのワクチン接種費用を予算化しておりましたが、今回につきましては10月分以降の接種費用を予算措置するものでございます。

続きまして、6款農林水産業費をご説明いたします。

23ページ、24ページをご覧ください。

1項3目細目3農政事務経費につきましては、老朽化に伴う公用車の更新を図るもので、備品購入費として230万円を予算計上するものであります。

2項1目細目15森林経営管理事務経費につきましては、民有私有林の所有者に対し、民有林の維持管理に関する意向調査等を実施するため102万円を追加補正するものであります。

3項1目細目4水産業振興経費につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により水産物の市場価格が低迷し、漁業者の経営を圧迫していることから、漁業者の資材購入費の一部を補助するため、水産物品質確保緊急支援事業補助金として150万円を追加補正するものであります。

次に、7款商工費についてご説明いたしますので、25ページ、26ページをご覧ください。

1項2目細目3商工振興事務経費につきましては、中小企業振興資金融資制度に係る預託金について、金融機関の貸付状況から融資限度額を増額するため600万円を追加補正するものであります。

細目5新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金交付事業経費につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大により、8月20日から9月12日までの間、営業時間の短縮要請に全面的に協力した飲食店に協力金を交付するもので、1事業者当たり1日2万5,000円から20万円の範囲内において24日分の協力金、総額5,100万円を追加補正するものであります。

細目7新型コロナウイルス感染症対策事業継続支援第2期給付事業経費につきましては、新たな事業として昨年4月以降に宮城県の融資制度であるセーフティネット等を利用した事業者を対象に、1事業者当たり15万円を給付する新型コロナウイルス感染症対応融資事業者事業継続支援金2,400万円を追加補正するものであります。

また、今年度の第1号補正で予算計上した、昨年1年間の収入が20%以上減収した町内の事業者に対し10万円または20万円を給付する新型コロナウイルス感染症対策事業継続支援第2期給付金事業を現在実施しているところですが、想定を下回る実績見込みであることから、5,100万円を減額するものでございます。

商工費の最後になりますが、3目細目5観光振興経費につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響から、亘理町観光協会が今年度予定していた荒浜海水浴場の開設が中止となり、また、わたりふるさと夏まつりについても内容を縮小して実施したことから、それらの事業分として今年度予算計上していた亘理町観光協会補助金について1,719万9,000円を減額補正するものであります。

8款土木費につきましては、1項1目細目5土木管理経費において防災集団移転促進事業に係る荒浜地区の移転元地の一部が売払いできる見込みとなったことか

ら、国への返還金として2,803万7,000円を追加補正するものであります。

また、27ページ、28ページになりますが、2項1目細目7道路橋梁管理経費につきましては、町民が実施する私道の整備に対し、その一部を助成する私道等整備事業補助金として57万8,000円を追加補正するものであります。

次に、9款消防費をご説明いたします。

消防費につきましては、B&G財団が今年度において全国20の自治体で計画している防災拠点の設置及び災害時総合支援体制構築事業による助成金を活用し、防災資機材を含む地域の防災拠点の整備、人材育成研修などにより町の防災体制の強化を図るもので、総額2,283万3,000円を追加補正するものであります。

内容につきましては、1項5目細目3防災事務経費において防災資機材の購入や倉庫の建設費を計上するとともに、研修会の開催及び参加に要する費用について報償費、旅費、消耗品費、保険料等を追加補正するものでございます。

次に、10款教育費についてご説明いたします。

29ページ、30ページにかけてになりますが、1項1目細目3委員会事務経費につきましては、条例改正議案についても先ほど議決いただきましたが、無報酬対応としていた学校運営協議会委員について非常勤特別職の公務員の身分を有することから、報酬規定が必須となり、学校運営協議会委員報酬として14万5,000円を追加補正するものであります。

2項小学校費につきましては、1目細目9施設整備事業費において、耐用年数経過に伴う吉田小学校の気中開閉器交換工事等として229万6,000円を追加補正するもののほか、細目10施設管理経費において新型コロナウイルス感染症対策として校舎内の消毒作業等を行うスクールサポートスタッフを各校に1名配置するスクールサポートスタッフ配置支援事業委託料として240万円を追加補正するものであります。

3項中学校費につきましては、1目細目7施設整備事業費において、亘理中学校及び逢隈中学校の変圧器の耐用年数が経過していることから、亘理中学校変圧器改修工事等として929万円を追加補正するもののほか、小学校費と同様に中学校費におきましてもスクールサポートスタッフ配置支援事業委託料として160万円を追加補正するものであります。

次に、5項保健体育総務費につきましては、31ページ、32ページにかけてになり

ますが、1目細目4本庁経費において、新型コロナウイルス感染症が収束しない現状から、今年度予定していたわたりマラソン大会についても昨年度に引き続き中止せざるを得ず、マラソン大会に関連する事業費について1,418万1,000円を減額補正するもののほか、3目細目8運動場等管理経費において、本年4月に白石市で発生した小学校の防球ネットの事故を踏まえ、旧館運動場内にある倉庫等についても利用者等の安全面を考慮し、基礎補強工事等を実施する必要があると判断したことから、工事請負費として330万円を追加補正するものであります。

歳出の最後になりますが、11款災害復旧費についてご説明いたします。

今回の災害復旧費の予算計上につきましては、2月に発生した福島県沖を震源とする地震による被害の災害復旧費になります。

初めに、1項1目細目3農業施設災害復旧費につきましては、木倉川排水路、吉田導水路、吉田排水機場といった排水路施設の災害復旧費のほか、新堤ため池の災害復旧工事費として合計5,664万6,000円を追加補正するものであります。

次に、3項2目公立学校施設災害復旧費につきましては、細目3小学校災害復旧費において逢隈小学校東校舎及び高屋小学校屋内運動場の災害復旧工事費として合計450万円を追加補正するもののほか、次ページにかけてになりますが、細目4中学校災害復旧費において亙理中学校及び荒浜中学校の災害復旧工事費として合計364万8,000円を追加補正するものであります。

以上が歳出補正予算の主な内容となります。

続きまして、歳入予算の主なものについてご説明いたしますので、戻りまして9ページ、10ページをお開き願います。

10款地方交付税につきましては、令和3年度の普通地方交付税の額が確定したことから5,065万9,000円を追加補正するものです。

次に、14款国庫支出金になりますが、1項4目2節細節1公立学校施設災害復旧費負担金につきましては、歳出で計上しました小中学校の災害復旧費に係る財源として464万9,000円を追加補正するものであります。

次に、2項2目1節細節13新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金につきましては、10月以降のコロナワクチン接種に要する費用等の財源として3,263万円を追加補正するものであります。

以上が国庫支出金の主なものになります。

続いて、15款県支出金をご説明いたします。

15款県支出金ですが、初めに11ページ、12ページの2項6目6節細節5教育支援体制整備事業費補助金につきましては、小中学校における新型コロナウイルス対策として実施するスクールサポートスタッフ配置支援事業の財源として、小学校費、中学校費を合わせて400万円を追加補正するもののほか、8目1節細節8新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金事業補助金として5,100万円を追加補正するものであります。

次に、10目3節細節1農業施設災害復旧費補助金として3,360万1,000円を追加補正するものであります。

16款財産収入につきましては、2項1目1節細節3防災集団移転促進事業に係る移転元地の土地売払い収入として3,204万1,000円を追加補正するものでございます。

17款寄附金につきましては、初めに一般寄附金として宮城県建設業協会名亘支部様から50万円、株式会社リード様から100万円のほか、株式会社TKC様から150万円の寄附があったことから、合わせて300万円の追加補正を行うものでございます。

次に、細節4負担つき寄附金として、横浜市の株式会社片野工業様から4億5,000万円のほか、13ページ、14ページになりますが、細目5の企業版ふるさと納税寄附金としてあぶくま信用金庫様ほか3つの企業様から合わせて1億6,050万円の寄附を頂戴したことから、追加補正するものでございます。

続いて、18款繰入金になりますが、初めに1項基金繰入金につきましては、歳出3款の民生費でもご説明いたしましたが、東日本大震災後に被災者の住宅再建支援に充てるため交付された津波被災住宅再建支援金について、残金を県に返還する必要があることから、その返還金の財源として12億5,246万7,000円を10目震災復興基金繰入金から繰入れするものでございます。

また、15目森林環境整備基金繰入金として102万円を繰入れするものでございます。

そして、今回の補正の調整財源として、1目財政調整基金繰入金として1,342万4,000円を減額補正するものでございます。

20款諸収入につきましては、初めに3項1目3節細節1中小企業振興資金融資預

託金元金収入になりますが、歳出予算と同額の600万円を追加補正するものです。

次に、4項1目雑入になりますが、2節細節16防災拠点整備事業助成金につきましては、B & G財団からの防災拠点の設置及び災害時総合支援体制構築事業の助成金として2,283万3,000円を追加補正するもののほか、15ページ、16ページに移りまして、3節細節3ネーミングライツ料につきましては、町内3か所の公共施設のネーミングライツがまとまったことから、公共施設のネーミングライツ料として合計104万5,000円を追加補正するものでございます。

また、18節細節17わたりマラソン大会参加料について、540万円を減額補正するものが主なものになります。

21款町債につきましては、1項1目3節細節1臨時財政対策債において、令和3年度の普通地方交付税の決定に伴い、臨時財政対策債の借入額が確定したことから借入金を5,040万円減額補正するほか、7目1節細節1農業施設災害復旧事業債については排水路等の農業施設の災害復旧に係る財源として国庫補助金の裏負担分に対し1,620万円を追加補正するものであります。

以上が歳入予算の主な内容でございます。

続きまして、第2表債務負担行為についてご説明いたしますので、戻りまして4ページをお開き願います。

第2表債務負担行為補正の追加につきましては、負担つき寄附金を活用して、防災意識等の調査を行う予定としておりますが、2か年事業となることから、令和4年度までの防災都市創造に向けた社会実証研究業務委託料として4億5,000万円の債務負担行為の限度額を設定するものであります。

最後に、第3表地方債補正をご説明いたします。

ただいま歳入の21款町債でも触れましたが、初めに地方債の追加につきましては、農業施設災害復旧事業債として1,620万円を新たに追加するものになります。なお、起債の方法、利率、償還の方法については記載のとおりでございます。

また、地方債の変更につきましては、臨時財政対策債借入額の確定に伴い、5億2,850万円としていた借入限度額を4億7,810万円に変更するものであり、起債の方法、利率、償還の方法については変更前と同じであります。

以上で議案第43号 令和3年度互理町一般会計補正予算（第5号）の説明を終わります。よろしくお願いたします。

議長（佐藤 實君） 当局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。14番佐藤正司議員。

14番（佐藤正司君） 18ページ、企画費の細目7の公民連携推進事業の委託料、鳥の海スケートボードパーク整備1億円、これについてお尋ねをいたします。

「WATARI TRIPLE [C] PROJECT」の一環として具現化する事業だというふうなことの説明でございました。スケートボードパーク、都市部では若者を中心に大変盛況でございます。子供たちから初級者を対象にした施設、さらにはアスリートレベルの要求とした専用施設、それぞれ種目ごとに設計が違うとは思いますが、ストリート系、パーク系、あるわけですが、利用するセッションが異なるわけです。各種大会を見据えての整備もされるのかなというふうに想定されるわけですが、安全に利用できる整備をどのように考えているのか、お伺いします。

あともう1点。30ページ、学校管理費の施設管理費の委託料、スクールサポートスタッフ配置支援事業でございます。清掃作業等のコロナウイルス対策を行うスタッフの配置ということでございますが、これまで学校用務員とか会計年度任用職員、それぞれ学校の支援の職員が配置されております。さらにスクールサポートスタッフの配置支援委託料ということでございますが、これはコロナだけに特化した仕事なのか、その辺の違いをまずお伺いをいたします。

議長（佐藤 實君） 企画課長。

企画課長（齋 義弘君） それでは、鳥の海に整備する予定のスケートボードパークの整備内容についてご説明を申し上げます。

先日全員協議会のほうでもご説明申し上げましたけれども、内容につきましてはスケートボードの競技の種類によって形状が異なります。今回の場合はストリート系というやつを予定してございます。初級、中級、上級と様々あるかと思うんですけれども、お話をお伺いしますと、ある程度の国際的な競技にも対応できるような施設、そういう基準の施設にもしたいというふうにお伺いしてございます。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 教育総務課長。

教育総務課長（太田貴史君） まずスクールサポートスタッフの内容でございますけれども、このスタッフの配置事業については教員の業務支援を図るということで、新

型コロナウイルス感染症対策として消毒作業を行うというものを、教員がやっていただくという内容になります。業務支援員といいますけれども、業務については学校の環境美化、文書を送達するとか、支援員については児童生徒のサポートという形でやっていただいておりますので、そちらとは区別して消毒作業等をやっていただくという内容になります。

議長（佐藤 實君） 佐藤正司議員。

14番（佐藤正司君） ストリート系、国際的に対応のというふうなお話でございました。

当然スケートボードの貸付けとかヘルメット、プロテクター、そういうものなどの貸出し等も含めて料金が発生してくると思うんですけども、ここに対する施設の管理の常駐はどういうふうに考えているのか、お伺いいたします。

また、スクールサポートスタッフのほうでございましてけれども、身分についてはどういうふうな身分になるのか。そして、勤務内容ですね。240万円で各学校に配置されるのかどうか。それと任用期間ですね。コロナが収束するまで任用するのか。それと、採用についてはどういうふうな方法で行うのか、お伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 企画課長。

企画課長（齋 義弘君） 管理につきましては、多目的広場の真ん中に管理棟がございましてけれども、そちらのほうを現在管理の拠点として考えてございます。

管理者といいますか、指導面も含めてなんですが、地域おこし協力隊にプロのスケボーのスケーターが、現在も選手ですけれども、そういう専門的な方がいらっしゃいますので、そういった方が安全面も考慮しながらの指導、あといろんな物品に関しましても貸出しの予定はしてございます。

以上です。

議長（佐藤 實君） 教育総務課長。

教育総務課長（太田貴史君） スクールサポートスタッフの件でございしますが、まず身分とか採用でございましてけれども、いろいろ手法がございまして、本町が採用するということもあり得るんですが、今回は委託という形で考えてございます。

勤務時間等につきましては、5時間程度を想定してございます。

任用期間は、これは補助事業ということもありますが、単年度単位で、今回については令和4年の3月までということ考えてございます。（「各学校に配置す

るの」の声あり)

はい、各学校に配置するという考えでございます。

議長（佐藤 實君） 佐藤正司議員。

14番（佐藤正司君） 委託ということでございますが、手を挙げた人に委託をするのか、どこに委託をするのかですね。

それで、教職員の仕事が大変多量というふうに聞いております。これによってある程度教職員の時間外というんですか、それが軽減されるということを考えておりますか。

このスクールサポートスタッフについては、いろんな仕事、プリントのコピーとか資料の仕分けとかというふうなことにもほかの自治体では活用されているわけですね。用務員とか会計年度任用職員もいますけれども、この方も使って、教職員の重労働解消というか、その辺につなげていただければなというふうに思うんですけれども、いかがですか。

議長（佐藤 實君） 教育総務課長。

教育総務課長（太田貴史君） まず委託に関してですけれども、シルバー人材センターを考えております。

教職員の事務の軽減ということで、プリントの印刷であるとかそういった内容も含まれます。ということは、先生方の時間外の縮減も図られると考えてございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。9番佐藤邦彦議員。

9番（佐藤邦彦君） まず初めに予算のほうの16ページ、上段の企画雑入、ネーミングライツ料、3点ほどの収入を見込んでおるというふうなことではありますが、このネーミングライツ料、命名権ですね、施設の運営資金の調達をするということでございますが、この3つのひとつがしらかし通りの町道に命名されたということは広報などでは存じておりますが、例えば亘理町における公共施設全部を対象としているものなのかというふうなことですね。まずこれが1点。

そして、この命名をする場合、これまで施設なんかを造った場合に町民に愛称を募集したりして、その施設を愛する心を醸成する、そういったものを醸成してきたわけなんです。しらかし通りもそうだと思います。また悠里館。亘理町には公共施設が様々なものがあります。教育施設、あと体育施設、橋梁の果てまであ

るわけなんです、どのような脈絡でこのような命名権についての指針、ガイドラインを策定しているのか。はたまた亙理町役場のこの施設もございますので、その辺のガイドラインですね、お尋ねいたします。

議長（佐藤 實君） 企画課長。

企画課長（齋 義弘君） ネーミングライツにつきましては、新たな事業ということで、早速3件の企業からお申込みをいただいたという、大変ありがたいものなんでございますけれども、公共施設、役場でいろいろございますが、その中でネーミングライツにふさわしくないというふうに設定しているものもございます。例えば学校とか、役場庁舎もそうです。あと保育所ですね。ネーミングライツでネーミングが変わってしまうことで、その目的から外れてしまうように勘違いされてしまうような施設はつけることができないというふうに設定してございます。公共施設全部というわけではないということでございます。

あと、記憶がちょっと定かでないんですけども、しらかし通りは募集ではないんじゃないかと思うんですけども、あと悠里館の場合は募集された名前ですので、悠里館という名前を取るということは今のところは考えてございません。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） 佐藤邦彦議員。

9 番（佐藤邦彦君） 続きまして18ページなんです、上段、一般管理経費の委託料ですね。定年延長に伴う新制度移行業務委託料138万6,000円なんです、これは令和5年度から2年に1歳ずつ定年延長されて、65歳まで段階的に定年が引き上がっていくというふうなことは確定している話なんです、職員のこれからの人材活用に向けて様々な課題があるというふうなことに向けての準備だと思っております、まず一つは具体的にどのような研修を行っているのかですね。様々な課題があると思っております、どのようなことを中心に行っているのかと。そしてまた、この委託料は次年度も、令和5年度直近までしていくものなのか。この2つをお尋ねいたします。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（牛坂昌浩君） 今回の委託料につきましては、ご質問いただいたとおり地方公務員法の改正ということで、主に給与条例とか、いろんな待遇とかも変わってきますので、それらの洗い出し、あとは具体的な制度がまだ詳細には決まっております。

せんので、これらの情報と、それから職員向けに研修を重ねて、65歳定年になりますので、いろいろな資料等の提供を行ってまいりたいというように考えております。

議長（佐藤 實君） 佐藤邦彦議員。

- 9 番（佐藤邦彦君） 最後になりますが、24ページの中段、森林経営管理事務経費の委託料です。維持管理に係る意向調査資料作成料、65万1,000円かかっております。森林が荒れてきているというふうなことが言われて大変久しいと。砂利取りの部分、あとはソーラーパネルの設置などもありまして、はたから見ても何か痛々しい感じはいたしますけれども、今現在、この森林全体に占める調査対象者というのは亘理町全体の森林の何割くらいあるのかと。面積的に。あと、地権者はどれくらいいるんですかね。維持管理が困難な方たちというふうな人たち。全体の中の割合で結構ですので。あと地権者はどれくらいいるのか。その方たちに意向調査をするわけですから、分かっているはずだと思うんですけども。

議長（佐藤 實君） 農林水産課長。

農林水産課長（菊池広幸君） 今回計上しているものについては、議員おっしゃられたとおり町内全域を一気に全域意向調査ができればいいんですが、国、県からの望ましい姿ということで毎年森林環境譲与税、亘理町ですと300万円から400万円の間ぐらい交付されるという金額でございますが、その中で実際できるとなりますと、集中的に、現在考えているのは、町内を10ブロックに分けてまして詳細に調査していこうという計画でございます。ですので、約10ブロックに分けたうちの1つ、今回計画しているのは一ノ坂林道付近、こちらを集中的に第1回目で行っていきこうということで今回計上させていただいたものでございまして、町内全域の所有者、地権者数というのは現在手元に資料がないので、後ほどご報告させていただきますが、今回の予算分では約80団体、80所有者という数となっております、今回その数の意向調査の費用ということでございます。全体の今回の私有林の所有者数については、すみませんが後ほどご報告させていただきたいと思っております。以上でございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。3番高野 進議員。

- 3 番（高野 進君） 4点ほど、単純かもしれませんが質問させていただきます。

まず12ページ、真ん中辺の土地売却収入ということで、防災集団移転元地売却収

入ですが、残りは何筆なのか、何平米なのか。それと、集団移転先の残りですが、どこが残っているのか。これが1点。

次に14ページ、これも真ん中辺ですが、①財政調整基金繰入金、これは今回の減額補正等の後でございます、この残が幾らになるのか。今後の財政運営にも資するわけですので、お伺いいたします。

それと、18ページ、真ん中の上ですが、委託料で広報経費、FMラジオ番組云々。FMラジオはFMあおぞらなのか。フルネームでお願いをいたします。エフエム仙台もありますのでね。

それと結びの質問ですが、32ページの真ん中のちょっと上、わたりマラソン大会会場設営業務等委託料、先ほど説明の中で予算は1,418万1,000円と発言されておりました。委託料の減額補正は802万2,000円です。ちょっと理解ができませんが、説明をお願いいたします。

議長（佐藤 實君） 施設管理課長。

施設管理課長（佐々木 厚君） 1点目の防災集団移転の残地というか、移転元地の未計画地分でございますが、71筆で1万3,118平米でございます。

場所につきましては、鳥の海灣内付近の土地利用計画に基づいた水産ゾーン、商工ゾーンでございます。

以上です。

議長（佐藤 實君） 財政課長。

財政課長（大堀俊之君） それでは、財政調整基金の残高ということでございますが、予算ベースでお答えさせていただきます。9月補正後の残高ということで、15億1,066万2,000円という金額になる予定でございます。

ちなみに、昨年の9月時点の数字と比較しますと約8,300万円ぐらい増えているというような状況でございます。

以上です。

議長（佐藤 實君） 企画課長。

企画課長（齋 義弘君） FMラジオの委託料でございますけれども、こちらのほうはエフエム仙台を予定してございます。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（片岡正春君） 最後の質問でございますけれども、高野議員に30ページをお

開き願いたいんですけれども、そのところで本庁経費ということで1,418万1,000円という金額がございます。この32ページのところに載っている経費全ての合計が1,418万1,000円ということで、この分全てがマラソン大会に関係する経費でございます。以上でございます。（「了解」の声あり）

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。15番鈴木高行議員。

15番（鈴木高行君） 14ページの震災復興基金繰入金、12億円ほどやっているけれども、復興基金と復興交付金、合わせて現在残高というのはどのぐらい残っているのか。基金と交付金と合わせてね。

あと、18ページのまち・ひと・しごとの基金の積立金4億5,000万円、これの事業計画というのはいまできているのかできていないのか。積立てするけれども、将来にわたってどのような事業をするのにこの基金を積立てするのか、予定が分かればその予定をお話ししてください。

あと、今エフエム仙台と言ったけれども、エフエム仙台で何を情報発信して、前も災害のとき2,300万円とか幾らでエフエム仙台に委託したことがあったと思うんですけども、これは亘理町の何をPRする予定なのか。

議長（佐藤 實君） 財政課長。

財政課長（大堀俊之君） それでは、まず1点目の震災関係の基金の関係でご説明いたします。

震災後、震災復興基金という基金と、あとは震災復興交付金基金ということで、国から復興事業を行うためにいただいた金額を積む基金が2本ございましたが、まず東日本大震災復興交付金基金のほうにつきましては、もう全て返還が終わっておりますので、事業も終了したということで、残額はゼロということになってございます。

また、震災復興基金につきましては、町に寄附をいただいた分とかも積みながら復興事業のほうに使用してきたわけなんですけれども、寄附でいただいた分とか、あとはソフト基金としていただいた分についてはもう全て復興事業のほうに使わせていただきまして、現在残っているのが今回返還する部分に関するものになります。今回12億5,246万円ほど返還することになりますが、残額といたしましてはそれを返しますと289万6,000円ぐらい残る計算にはなっておりますが、この部分については先ほどお返しすると言った返還金の利子に相当する部分が最後に

残高として残るんですが、これは町のほうで自由に使えるお金になりますので、今後何かの事業のほうに充当していくという形になろうかと思えます。

以上です。

議長（佐藤 實君） 企画課長。

企画課長（齋 義弘君） まち・ひと・しごと創生事業ですね、こちらのほうにつきましては、前回ご承認いただきました負担つき寄附を活用した事業でございまして、防災都市創造に向けた社会実証研究事業ということで、「WATARI TRIPLE [C] PROJECT」のほうで今現在いろんなプロジェクトを進めておりますが、その一つとして防災をテーマとした事業でございまして。

内容につきましては、防災食としてのオリジナルゼリーの開発、そしてそれを町民の皆様に対して配付、1日3食分を3日分、約30万食になります。プラス、町の防災用の備蓄としまして30万食、計60万食を製造するというものが1つ。

あともう一つは、低濃度オゾン発生装置につきまして、約500台を町内の地元飲食店、あと民間施設、あと役場などの公共施設も含めてですけれども、そちらのほうに設置をすると。それに伴いまして意識調査、実証実験といえますか、調査をするという形になります。それが1つ目のご質問の回答でございまして。

2つ目のエフエム仙台で何をPRということなんですけれども、こちらにつきましては昨年度も実施いたしまして、この季節、亘理町は元祖はらこめしの町ということで、はらこ飯を中心としたPRをやっていきたくて考えてございまして。

以上でございまして。

議長（佐藤 實君） 鈴木高行議員。

15番（鈴木高行君） 今回のFMの単価はえらい安いと思うんですけども、災害時に委託したのは多分記憶でいくと2,300万円かそのぐらいでエフエム仙台に委託したのを覚えているんですけども、はらこめしを宣伝するのはいいんですけども、回数にもよるし頻度にもよるし、いろいろあるんだろうけれども、こういう放送会社の単価は分からないけれども、なるべく有効な宣伝になるようにしていただければそれは幸いです。

議長（佐藤 實君） 企画課長。

企画課長（齋 義弘君） 有効に活用させていただきます。ありがとうございます。

内容につきましては、10月7日をまずスタートといたしまして10月28日まで、計

4番組を14回ほど放送するという内容で今企画をいただいているところでございます。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。2番鈴木邦彦議員。

2番（鈴木邦彦君） 3点お伺いします。

まず、14ページの企業版ふるさと納税寄附金でございますが、東京都の企業様から2社、石川県の企業様から1社のご寄附をいただいたんですけども、これはなぜ匿名をご希望なさるのか、その辺を教えてくださいたいと思います。

それから、先ほどもありましたけれども、16ページ、企画雑入、ネーミングライツ料の件なんですけど、これを行うことによって亘理町の施設がより一層の管理とか整備が求められると思うんですよ。現在、ネーミングライツである亘理運動場を見てみますと、本当に企業様が納得するような状況なのかなと。私先日見てきたんですけども、そう思いました。こういったネーミングライツを企業様にお願ひするときは、やっぱりしっかりと管理と整備が必要になるんじゃないのかなと、それがごく普通の当たり前のことではないのかなと思うんですけども、その辺の対策があればお示ししてください。

それから、最後に18ページなんですけど、公民連携推進事業費、救急車研究開発等防災力強化業務委託料6,000万円という形になっています。これは全員協議会のほうで説明を受けたんですけど、いま一つちょっと分かりづらいです。全員協議会で説明を受けたのは、現場が使用しやすい救急車両の開発製造、現場の声から使いやすい車両の設計を行う、設計と製造を行うというような説明を受けたんですけども、どこに委託をしてやるのか。そして最終的にはあぶくま消防本部のほうに寄贈するのか。亘理町ですっと持っているわけには多分いかないと思うので、そういう寄贈をすると思うんですよ。そうした場合に、科目的にはこの科目で適正なのかどうか。その辺をお伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 企画課長。

企画課長（齋 義弘君） それでは、まず企業版ふるさと納税の匿名の企業、なぜ匿名なのかということでございますけれども、こちらについても全員協議会の際にご説明申し上げましたけれども、この企業に関しましてはほかのいろんな町と協定を結んでいるということで、ただ亘理町に関しては協定を結んでいないんですね。そ

ういった協定を結んでいないところに寄附をするのに、ほかの協定を結んでいるところから名前が出てしまうと、じゃあうちのほうもお願いしますということがあることも考えられるということで、今回は申し訳ございませんが名前を伏せさせていただいて寄附したいと、向こうからのご要望でございました。これがまず1点目でございます。

次に、ネーミングライツの施設の管理につきましては、もちろん施設の管理をしっかりやっていくというのは当然なんですけれども、企業様のほうにネーミングライツのご紹介をする際に、こういった施設のネーミングライツはいかがでしょうかというお話をこっちからする場合もございませし、逆に企業様のほうから「亘理町のこの施設、今ネーミングライツを募集しているということなんですけど、ちょっと興味があるのでお話を聞かせていただきたい」ということでの申込みというのもございます。ですので、お互い納得した上でネーミングライツを契約させていただいているということで、そちらでいただいたネーミングライツ料につきましては今後も整備等、修繕とかそういった管理のほうにも使わせていただきたいと考えてございます。

あと、先ほどの悠里館の件でちょっと補足説明をさせていただきたいんですけれども、悠里館をネーミングライツしないという意味ではなくて、悠里館という名前をなくさないという意味でございませので、もし悠里館にネーミングライツの希望があった場合は、こちらも検討の一つの施設として考えさせてはいただきますけれども、ただ悠里館という名前は募集した名前でございますので、そちらについてはなくさないという意味でございました。

あともう一つ、最後に救急車の研究開発についてですけれども、まずどこに委託するのかということですが、専門に救急車等を造っている会社のほうに委託をする予定ですので、もちろん専用車といいますか、特別車両ですので、そういったものは普通の会社では造れませんので、救急車とか消防車とかそういうものを造っている会社のほうに委託するものでございます。

あとは、この事業が終わった後どうするのかということについても全員協議会等でご説明いたしましたけれども、そちらはあぶくま消防本部のほうに寄附するという形になって、向こうとの話合いの中で、事前に消防本部のほうともお話ししましたけれども、配備については亘理消防署に配備するという形で検討するとい

うことでお聞きしてございます。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。1番小野一雄議員。

1番（小野一雄君） 今回の企業版ふるさと納税の関連でありますけれども、匿名で1億円も出していただくということについては、本当に頭が下がる思いであります。それで、企業さんの事情で公表を差し控えるということではありますが、せめてどのような関連企業なのか。いろいろありますよね、例えば電機産業とか自動車産業とか保険事業とか、その程度でもいいから教えていただければなど。我々もやっぱり感謝の気持ちを持って対応してまいりたいという気持ちでありますので、その部分だけでも差し支えなければ教えていただきたい。これが1点であります。

それからもう1点は、18ページの細目3事務改善経費ということで、今度はデジタルトランスフォーメーション推進事業計画ということで、デジタル専門の人材派遣会社から派遣をしていただくということで、2名の派遣が配属されるというふうに説明があったわけでありまして。560万円ということで。これについて、まずいつから当町に配属になって、どこの部門に配属されて、仕事は大体分かるような気はするんですが、具体的にこういう、例えば経理部門、何々部門についての業務を推進していくとか、研修とか、いろいろあろうかと思いますが、その辺の具体的な内容ですね。分かる範囲で結構です。

また、この派遣される人は中央のほうから来るのか、地方から来るのか。例えば東京の人だったら、通勤できませんから、居住をしなくてはならんわけですから、分かる範囲で結構ですからその辺はどうなるのか、教えてください。

以上です。

議長（佐藤 實君） 企画課長。

企画課長（齋 義弘君） まず、企業版ふるさと納税の寄附の匿名企業はどのような企業なのかということで、答えられる範囲で申し上げますと情報系の企業でございます。

次に、デジタル専門人材の派遣でございますけれども、いつからということですので、こちらについては10月か11月を予定してございます。

どこの部門に配属されるかというのは、企画課に情報政策班がございまして、そちらのほうに2名配属というふうに考えてございます。

あと、何をするかというのは、全員協議会でもお話しさせていただきましたけれども、自治体DXが今後進んでまいります。デジタル庁も設置されましたので、どんどんデジタル化が進んでいくということで、本庁舎内でデジタルを活用してどのようなことをやっていかなければいけないのか、それに対する問題点とか、あとメリットとか、そういったものを今年度洗い出しをかけた上で、徐々に来年度以降、実行に移していきたいと考えてはございます。ただ、派遣期間については3年間という約束事がございますけれども、その間に全てが完了するというわけではございませんので、あくまでもデジタル化に向けたスタートを切っていくという形になってございます。

どこから来るのかということですが、こちらについてはまだはっきり分かりませんが、互理町内ではございませんので、こちらに住んでいただけるのか、それとも通える範囲から来るのかというのは、今のところはまだ分かっておりません。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。13番澤井俊一議員。

13番（澤井俊一君） ただいまの企画課長の説明で、18ページなんですけれども、公民連携推進事業の中で救急車、同僚のほうから質問がありましたけれども、メーカーのほうで製造するというような話で、委託契約の確認なんですけれども、どちらと契約するんですか。まず1点、お願いします。

議長（佐藤 實君） 企画課長。

企画課長（齋 義弘君） こちらの委託につきましては、現在「WATARI TRIPLE [C] PROJECT」をやっているワンテーブルのほうと契約を考えてございます。

議長（佐藤 實君） 澤井俊一議員。

13番（澤井俊一君） 先ほどメーカーのほうが特殊なので、メーカーのほうと契約するような話だったと私は受け取ったんですけれども。

議長（佐藤 實君） 企画課長。

企画課長（齋 義弘君） こちらの委託先はワンテーブルでございますけれども、ワンテーブルのほうに専門に造る会社のほうに受注するという形になってございます。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 澤井俊一議員。

13番（澤井俊一君） 最後の質問です。先ほど同僚議員のほうからスケートボードパーク整備の委託の関係で、管理棟を使って、使用料が町のほうに入るような説明に私は受け取ったんですけども、それについてもお伺いします。

議長（佐藤 實君） 企画課長。

企画課長（齋 義弘君） スケートボードパークを整備して、有料施設を考えてございますので、こちらのほうは条例、規則の改正等も必要になりますので、今後有料化に向けて動き出したいと考えてございます。以上です。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。6番大槻和弘議員。

6番（大槻和弘君） 12ページ、一番上の教育支援体制整備事業補助金、スクールサポートの関係だと思うんですが、補助率はどのくらいなのかというのと、あと先ほどシルバー人材センターに委託するということがあったんですけども、委託ということになると災害補償の関係はなくなるという格好でいいんだよね、そこは。その2点です。

それともう一つは、18ページの先ほどお話があったデジタル専門人材派遣元企業負担金なんですけれども、この関係で、民間人が派遣でこの亘理町に来るということですから、個人情報に関係とかこの辺の問題が出てくると思うんです。これに対応する策か何かでもあるかどうか、その辺をお聞きをしたい。何か考えていることがあれば。

議長（佐藤 實君） 教育総務課長。

教育総務課長（太田貴史君） スクールサポートスタッフの補助でございますが、これは県補助10分の10でございます。

また、委託でございますので、補償等はないということでございます。

議長（佐藤 實君） 企画課長。

企画課長（齋 義弘君） デジタル専門人材につきましては、あくまでも派遣ということで、民間人としての役職といいますか、そのまま役場のほうに入りますけれども、業務的には公務員の仕事をするわけでございますので、協定を結ぶ際に個人情報の取扱い、あとは守秘義務、そういった観点についてはしっかり協定を結びたいと考えてございます。以上です。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

6 番（大槻和弘君） デジタルの関係でいうと、それは当然の話だと思うんです。やっぱりここは十分注意をしないといけないので、そこは十分注意をしていただきたいのと、あと最終的にこれは1年なり2年かけてやるというような格好になるんだけれども、デジタル庁ができたというのも分かるけれども、正直言ってこういう趣旨のものが出てくると人員削減にもつながってくるというようなことがあるのね、いずれ。一つは窓口の無人化とかそんな形になっていくという可能性もあったりするので、私が思うのは単純に進めるだけじゃなくて、町民の意見というのをやっぱり聞かなければならないと思うんです。実際がらっと変わってしまうような格好になっちゃうので、お年寄りなんかはその辺、ITについていけるかという問題もいろいろあるので、町民の話聞く機会というのを今後つくることあるのかどうか。

議長（佐藤 實君） 企画課長。

企画課長（齋 義弘君） どうしてもデジタル化を進めるということになりますと、イメージ的にはもう人が要らなくなるんじゃないかというふうなイメージを持たれるかと思えますけれども、人員削減とかというのは急にはできないとは思っております。将来的に必要なじゃなくなる部分、職員に代わってできる部門というのはできるのではないかとはい思いますが、そういったことも踏まえて自治体DXのほうを推進していきたいと考えてございますので、役所で今までやっていたことを、手作業でやっていた、アナログでやっていたものがデジタルを活用してどれだけ便利にできるのかというのを検討するのがこの自治体DXでございまして、それをやっていきたいと思えます。

それから、町民のご意見を聞きながらということですが、デジタル専門員も含めて今後どのようなことをやっていくのかというのを洗い出しするのが一つの仕事ですので、もちろん町民のご意見等も大切にしたいとは考えてございます。

ただ、もう一つ、お年寄りの皆さんが必ずデジタル化に対応できないのかという、そういった認識は逆に持たないように私たちはしています。お年寄りの方でもデジタルを使いこなせるような社会になっていくのが今後の流れだと思いますので、そういった方のケアとか、あと研修会とか、そういったものもいろいろ検討していきたいと考えてございます。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

6 番（大槻和弘君） お年寄りの方ね、確かにそのとおりだと思います。ネットを使うのも、しゃべるだけでネットを開けるというようなことがありますから、かえって便利になるのかなという面も確かにあると思います。

あともう一つ心配なのは、民間人が入ってくるということですから、当然その方たちはいずれ何年か後に、2年、3年後には出ていくんですけど、その人たちはいわゆる民間ですから、利潤を追求するという部分もあるので、その方たちが自分の都合のいいような仕事をつくって、そこをそういった方向に持っていくということがあるので、そこは十分に注意をしてやっていただきたいというのが最後です。

議長（佐藤 實君） 企画課長。

企画課長（齋 義弘君） そのことにつきましては、当課におきましてもやっぱり真っ先に心配になったのはそういったことをございました。先ほども個人情報の漏えいとか、あと守秘義務とか、協定の中でというふうに申しましたけれども、約束事の一つとして、デジタル専門員で派遣された方は入札のほうの業務には関われないとか、そういったことも協定の中で結ぶようにしますので、今後とも注意しながらやっていきたいと思います。以上です。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。5番安藤美重子議員。

5 番（安藤美重子君） 18ページの公民連携推進事業のことで、同僚議員が随分たくさん伺っておったんですけれども、私もちょっとまだ分からないところがありますので、お伺いをさせていただきます。

これは委託料ということで1億6,000万円なんですけれども、この委託料、いつまでということで契約をなされているのかどうか。今年度中とか、来年までかかるとかというような、終期ですね、終わりをどのくらいに考えているのかどうか。

それから、救急車の場合なんですけれども、消防関係のところの方たちの情報によると、大体1台購入するのに3,000万円前後じゃないかというふうに伺ったんですけれども、今回6,000万円という金額なわけですから、もしかするとお金が余るんじゃないかなんていうようなこともちょっと思いましたので、その辺の金額の設定のこと。

それから、スケートボードパークを1億円で建てるということなんですが、非常に私自身もこういう施設ができるということには興味を持っておりますし、楽しみにもしております。それで、委託をしましてしまえばその後、私どもは「こういう設計になりました」というようなことを随時、どんどんどんどん進展していくわけですが、それを情報として報告していただけるのかどうか、そのことについてお伺いをいたします。

議長（佐藤 實君） 企画課長。

企画課長（齋 義弘君） それでは、2つの委託事業でございますけれども、いつまでということでございますが、こちらについては今年度中、令和3年度中に完了できるようにしたいと考えてございます。

あと、救急車の金額ですね。通常だと、大体今まで配備されている救急車の金額は3,500万円ぐらいだというふうに私は聞いてございます。3,500万円が安いのか高いのかというふうなのは、ちょっと私も専門家ではないので分からないんですけれども、実際打合せの際にあぶくま消防本部のほうに確認したところ、3,500万円というのはレベル的にはぎりぎりに抑えているんだと。本当はもっと、例えばストレッチャー一つにしてももっといいものが欲しいんだと。今回6,000万円というのを全ての委託料で予定してございますけれども、救急車そのものの開発、製造、全て含みですので、向こうと打合せしながら一から造り上げていくという形になりますので、金額的にも相当いいものができるのではないかと。ですので、3,500万円で配備されているものよりもはるかにいいものが造れ、そしてそれを寄贈すると。そして町民の安全・安心につながるというふうに考えてございます。

あとはスケートボードパークです。進捗状況のお知らせといいますか、どのようなものがどのようにできていくのか、ここまでどのようにになっているのかというやつは報告をしたいと。細々報告というのはちょっと難しいと思うんですけれども、どのようなふうになりますとか、あと先ほどのご質問でもありましたけれども、有料施設としてやっていきますので、その際条例の改正等もございまして、そういった際にもお知らせしたいと考えてございます。

以上です。

議長（佐藤 實君） 安藤美重子議員。

5 番（安藤美重子君） 救急車のことについてなんですけれども、これが出来上がりました

たらば、あぶくま消防本部のほうに寄贈されるわけなんですけれども、当然これだけの高価格の車ですから、維持管理費というのは年間かなりの金額がかかるんじゃないかなと私は思うんですけれども、その維持管理費というのは、亘理の消防署に配置されるというふうに伺っているんですけれども、亘理町ではその分についての負担はないんでしょうか。ということもちょっと心配なんですけれども、そこを伺います。

議長（佐藤 實君） 企画課長。

企画課長（齋 義弘君） 消防車そのものについては、今回のプロジェクトで造り上げたものを寄贈するという形になりますので、あくまでも所有するのは消防署のほうになりますので、例えば保守料とか維持費ですか、そういったものは負担していただくような形になります。町のほうでそれを出すという考えはございません。以上です。

議長（佐藤 實君） 安藤美重子議員。

5 番（安藤美重子君） 町のほうでは単独としては負担はしないと。

そうしますと、消防署のほうではトータルをしてその経費を岩沼市、亘理町、山元町と3つの団体のほうに負担金という形で跳ね返ってくるという形になるのでしょうか。

議長（佐藤 實君） 企画課長。

企画課長（齋 義弘君） 特別車両ですので、今までももちろん救急車はあるわけですので、そういったものの保守料とか維持管理費についてはもう毎年予算化されていると思いますので、例えば3,500万円じゃないもっと高級なものが配備されたとしても、車両ですので、中の設備等にもよるかもしれませんが、そんなに大きく変わるとは考えておりません。以上です。（「了解です」の声あり）

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。10番木村 満議員。

10 番（木村 満君） 18ページの公民連携推進事業と、あとは大分皆さん質問されているのですが、企業版ふるさと納税なんですけれども、ちょっとスケートボードにフォーカスして質問させていただきます。

このスケートボード、オリンピックの種目にもなっていて、日本人選手の活躍が大変目まぐるしくて、僕も感動を覚えさせてもらいましたし、若者の競技人口というのがすごく伸びていて、大変集客力のあるスケートボードパークになるんだ

ろうなというふうに期待申し上げているところなんですけれども、手続について質疑させていただきます。

3月にまち・ひと・しごと創生基金というのが上程されまして、そのときの答弁をちょっと読み解きますと、一旦企業版ふるさと納税がこの基金に入ってきて、事業費が確定してから委託費として出ていくというふうに読み解けるような答弁だったのかなと思うのと、あと国のほうのイラストなんかを見ましてもそのようにちょっと見えてしまう部分があるんですが、今回のように寄附が来たものが基金を通さないでそのまま委託に行くという資金の流れというのが今後もあり得るのかどうかというのと、基金に入るものとそのまま流れていくものの違い、この2つを確認いたします。

議長（佐藤 實君） 企画課長。

企画課長（齋 義弘君） 企業版ふるさと納税につきましては、今回の積立金で出ておりますけれども、まち・ひと・しごと創生推進基金に今回積み立てるものについては負担つき寄附の4億5,000万円のみになります。そのほかの上の公民連携推進事業のやつに使わせていただく1億6,000万円、こちらの企業版ふるさと納税については基金には入れず、そのまま使うという形になります。その年度で終了するものについては基金には入れず、そのままその年で使うという形を取らせていただきました。年度がまたがるとか、翌年度に実施する事業というのがもう分かっているのであれば、基金のほうに積み立てるという形になります。以上です。

議長（佐藤 實君） 木村 満議員。

10番（木村 満君） そうしますと、今年度で終わる、単年度制というところがあるからなんだとは思うんですけれども、今年度で終わるものについては基金を通さないでいくと。

そのときに、この金額の査定といいますか、それというのはもうあちらの委託されている業者さんのほうで、スケートボードパークはこのぐらいかかって、外構はこのぐらいかかって、だから1億円なんですというようなことで町のほうに提案があって、それが今年度で終わるといような認識でよろしいのでしょうか。

議長（佐藤 實君） 企画課長。

企画課長（齋 義弘君） 企業のほうで実際ふるさと納税を集める……、集めるという言い方はおかしいかもしれないですけれども、ご提供いただく際に、ある程度もう事

業の内容等を固めてから、このくらいの事業をやりたいのでぜひご賛同くださいという形で互理の場合は動いていただいております。向こうからも、今年度このような事業をふるさと納税でやりたいので、こういうふうな積み上げの中、この事業費でふるさと納税を活用してやりたいというお話はいただいておりますので、今後もそのような形でやっていきたいと思っております。

議長（佐藤 實君） 木村 満議員。

10番（木村 満君） この寄附ですね、税額控除といっても全額税額控除なわけではなくて、このコロナ禍において多額の寄附というのは大変貴重な寄附をいただいたなと思ひまして、感謝申し上げるところですので、ぜひこのスケートボードパークにつきましても、いろんなどころに今できていますので、デザイン性も含めて先駆的な事業になることを期待しておりますので、ぜひその辺よろしく願いいたします。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。17番鈴木邦昭議員。

17番（鈴木邦昭君） 私も18ページの消防自動車に関して質問させていただきます。

先ほど開発、製造、これは打合せしていると、こういうことで齋課長が言っておりましたけれども、こういった中で細部、見積りとかそういったものもいただいているのかどうか。この6,000万円に対してのですね。そこをお聞きします。

議長（佐藤 實君） 企画課長。

企画課長（齋 義弘君） 見積りという形ではいただいております。民間提案制度の中で、その事業者がこのくらいの事業をしたいと、救急車をこのくらいの金額で製造し、それを寄附したいと、ぜひ互理町で使っていただきたいという事業をやりたいという形をご提案いただいて、その分の金額を企業版ふるさと納税で今回ご寄附いただいた企業様からご提供をいただいたと。大変申し訳ないんですけども、互理町は1円も出していないという形になりますので、大変ありがたいお話なんですけれども、これが民間提案制度、今後互理町でも進めていくという事業でございます。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

17番（鈴木邦昭君） その内容は分かりました。

それから、先ほど安藤議員のほうからも質問ありましたけれども、確かに前回、救急車は3,580万円ぐらいだったと思います。今回6,000万円ということで、私も

当初びっくりしました。ある人とお話ししたとき、2階建てじゃないかなんていう話も出たわけです。そういったお話もしたんですけれども、それはないだろうということで、いろいろ確認しましたら研究開発費用にかかるんだということだったので、そうなれば進捗状況とか、現在こういう形で出来上がっていますよとか、そういった形のは担当課のほうには連絡は来るのでしょうか。

議長（佐藤 實君） 企画課長。

企画課長（齋 義弘君） はい。逐次連絡をいただくように考えてございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第43号 令和3年度亘理町一般会計補正予算（第5号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第43号 令和3年度亘理町一般会計補正予算（第5号）の件は、原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩をいたします。

再開は13時といたします。休憩。

午前 11時51分 休憩

午後 1時00分 再開

議長（佐藤 實君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

なお、会議に入る前に農林水産課長より発言の申出がありますので、許可いたします。農林水産課長。

農林水産課長（菊池広幸君） 申し訳ございません。先ほどの一般会計補正予算に関しまして、森林環境譲与税に関しまして一部答弁漏れがありましたので、発言させていただきます。

亘理町の総森林面積でございますが、約1,024ヘクタール、そのうち国有林、県

有林、町有林といった公有林が約179ヘクタールございますので、民有林は差引き845ヘクタールでございます。ただし、今回の森林環境譲与税に該当するのは、この民有林のうち私有人工林ですので、植栽したといたしますか、私有人工林が対象になっています。その私有人工林の面積は約500ヘクタールでございます。ですので、全体の1,024ヘクタールのうちの500ヘクタールなので、全体の約48%、こちらが森林環境譲与税の該当地ということでございます。

なお、その500ヘクタールの所有者につきましては、約480人となっております。以上でございます。

日程第6 議案第44号 令和3年度亶理町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議長（佐藤 實君） 日程第6、議案第44号 令和3年度亶理町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。健康推進課長。

健康推進課長（齋藤 彰君） 議案第44号 令和3年度亶理町国民健康保険特別会計補正予算書（第1号）についてご説明いたします。

まず初めに別冊の令和3年度亶理町国民健康保険特別会計補正予算書（第1号）をご準備いただきまして、1ページをお開き願います。

議案第44号 令和3年度亶理町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正につきましては、第1条に記載のとおり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ30万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37億8,186万4,000円とするものでございます。

詳細につきましては、まず初めに歳出よりご説明いたします。

10ページ、11ページをお開き願います。

今回の歳出の補正は、6款の保健事業費及び9款の諸支出金の2点になります。

1点目の6款2項1目細目2の特定保健指導事業費ですが、現時点におきまして当初に積算していた会計年度任用職員手当等に不足が生じることが判明いたしま

したので、不足額18万2,000円を追加補正するものでございます。

2点目の9款1項6目細目1のその他償還金でございますが、現在亘理町では東日本大震災による福島原発事故の避難指示等に伴いまして亘理町民になられた方々に対しまして、医療機関での一部負担金の免除等を実施しております。その財源は、概算交付される国からの補助金、災害臨時特例補助金になりますけれども、令和2年度分の実績精算の結果になりまして、その災害臨時特例補助金に返還が生じたので、返還額12万円を追加補正するものでございます。

続きまして、歳入をご説明いたします。

8ページ、9ページをお開き願います。

今回の歳入の補正につきましては、6款の繰入金、7款の繰越金になります。

上段の6款1項1目のその他一般会計繰入金は、歳出でご説明いたしました特定保健事業費の会計年度任用職員の職員手当等の人件費18万2,000円を一般会計から繰入れするものでございます。

続きまして、下段の7款1項2目その他繰越金は、前年度からの繰越確定額に伴いまして63万円を追加補正するものでございます。

最後に、中段の6款2項1目財政調整基金繰入金につきましては、今回の補正予算についての財源を調整するため51万円を減額補正するものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第44号 令和3年度亘理町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第44号 令和3年度亘理町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の件は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第45号 令和3年度亶理町介護保険特別会計補正予算  
(第1号)

議長(佐藤 實君) 日程第7、議案第45号 令和3年度亶理町介護保険特別会計補正予算(第1号)の件を議題といたします。

[議題末尾掲載]

議長(佐藤 實君) 当局からの提案理由の説明を求めます。長寿介護課長。

長寿介護課長(橋元栄樹君) それでは、議案第45号についてご説明申し上げますので、別冊の令和3年度亶理町介護保険特別会計補正予算書(第1号)をご準備いただき、1ページ目をお開き願いたいと思います。

議案第45号 令和3年度亶理町介護保険特別会計補正予算(第1号)。

令和3年度亶理町介護保険特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,928万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億899万1,000円とするものでございます。

今回の補正につきましては、地域支援事業交付金等の精算によりまして、国、県への返還金が生じたのが主なものでございます。

それでは、初めに歳出からご説明いたしますので、10ページ、11ページをお開き願います。

11ページ、中段になりますけれども、右側の説明欄をご覧いただきたいと思えます。令和2年度分の事業費の確定に伴いまして、地域支援事業交付金等を精算した結果、返還金が生じることから、6款3項1目返還金といたしまして2,230万7,000円を追加補正するものでありますが、歳入歳出差引きにより歳入不足となりますので、その財源としまして、上段、5款1項1目基金積立金を302万2,000円減額し、充当するものでございます。

続きまして歳入に移りますので、8ページ、9ページをお開き願います。

歳入ですけれども、3款1項1目並びに5款1項1目介護給付費交付金につきましては、令和2年度分の介護給付費の精算によりまして追加交付となることから、

2つを合わせて1,943万3,000円を増額補正するものでございます。

次に、9款1項1目繰越金につきましては、令和3年度への純繰越額が185万1,000円に確定となりましたことから、当初予算で200万円を計上しておりますので、今回14万8,000円を減額補正するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第45号 令和3年度亶理町介護保険特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第45号 令和3年度亶理町介護保険特別会計補正予算（第1号）の件は、原案のとおり可決されました。

日程第8 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第9 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

（以上2件一括議題）

議長（佐藤 實君） 日程第8、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて及び日程第9、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての以上2件は、関連がありますので一括議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 諮問第1号及び諮問第2号の2件について、当局から提案理由の説明を求めます。町長。

町長（山田周伸君） それでは、諮問第1号及び諮問第2号についてご説明申し上げます。

議案書6ページをお開きください。

現在、人権擁護委員として活動いただいております6名の委員のうち、清野和夫委員と大堀良子委員の2名の委員の任期が令和3年12月31日をもって任期満了となります。そのため、清野委員、大堀委員につきましては引き続き人権擁護委員に推薦したいと存じまして、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の同意をいただきたく、ご提案申し上げるものでございます。

それでは、諮問第1号をご説明申し上げます。

住所は亙理町字裏城戸174番地5、氏名は清野和夫、生年月日は昭和29年9月7日でございます。

経歴につきましては、昭和54年3月に茨城大学工学部を卒業され、同年4月に千葉県の鎌ヶ谷市立第四中学校に勤務されてから、36年間にわたり教職員として力を発揮された方でございます。

また、平成27年10月に人権擁護委員に選任されてから現在に至るまで2期6年3か月にわたり活動いただいております、これまでの実績などを熟慮した結果、人権擁護委員に最適任であると考え、引き続き推薦したいと存じまして、ご提案申し上げるものでございます。

次に、諮問第2号でございますが、住所は亙理町吉田字流140番地1、氏名は大堀良子、生年月日は昭和22年10月12日でございます。

経歴につきましては次のページに記載のとおりであります、昭和43年3月に宮城学院女子短期大学教養科を卒業され、昭和48年5月に桃生郡河南町立須江中学校に勤務されてから、37年間にわたり教職員として力を発揮された方でございます。

大堀氏は、平成28年1月に人権擁護委員に選任されてから現在に至るまで2期6年にわたり活動いただいております、これまでの実績などを熟慮した結果、人権擁護委員に最適任であると考え、引き続き推薦したいと存じまして、ご提案申し上げるものでございます。

以上2件の諮問について、議員各位のご同意方よろしくお願い申し上げまして説明とさせていただきます。何とぞ慎重ご審議賜りまして、原案どおり可決承認くださいますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） 当局の説明が終わりました。

これより議案ごとに質疑、採決を行います。

まず、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

討論は、先例により省略いたします。

これより、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案は原案のとおり答申することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（佐藤 實君） 着席願います。

起立全員であります。よって、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件は、原案のとおり答申することに決定いたしました。

次に、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

討論は、先例により省略いたします。

これより、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案は原案のとおり答申することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（佐藤 實君） 着席願います。

起立全員であります。よって、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件は、原案のとおり答申することに決定いたしました。

以上で一括議題に係る質疑、採決は終了いたしました。

日程第10 報告第10号 令和2年度亙理町健全化判断比率及び資金不足比率について

日程第11 報告第11号 令和2年度亙理町水道事業会計の資金不足比率について

日程第12 報告第12号 令和2年度亙理町公共下水道事業会計の資金不足比率について

(以上3件一括議題)

議長（佐藤 實君） 日程第10、報告第10号 令和2年度亙理町健全化判断比率及び資金不足比率についてから、日程第12、報告第12号 令和2年度亙理町公共下水道事業会計の資金不足比率についての以上3件は、関連がありますので一括議題いたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 初めに、報告第10号について、当局からの提案理由の説明を求めます。財政課長。

財政課長（大堀俊之君） 報告第10号についてご説明いたします。

議案書の12ページをご覧ください。

報告第10号 令和2年度亙理町健全化判断比率及び資金不足比率について。

令和2年度亙理町健全化判断比率及び資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、議会に報告するものです。

健全化判断比率等につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律、いわゆる財政健全化法に基づき、財政の健全性を判断する指標として公表が求められているものです。

初めに、上段の健全化判断比率ですが、4つの指標がある中、実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、その名称のとおり赤字の状況を比率で表すものですが、本町においてはいずれの比率におきましても黒字であるため、数値として計上されないものであります。

また、実質公債費比率については5.0%となっており、前年度である令和元年度

の比率である4.8%と比較しますと0.2ポイント増加しておりますが、早期健全化基準である25%、財政再生基準である35%を大きく下回っており、良好な数字となっております。

4つ目の将来負担比率につきましても、将来負担額が生じていないため、実質赤字比率、連結実質赤字比率と同様に数値として計上されておらず、早期健全化基準である350%を大きく下回っているものであります。

次に、下段の資金不足比率であります。令和2年度から亘理町公共下水道事業特別会計が公営企業会計に移行したことに伴い、わたり温泉鳥の海特別会計及び亘理町工業用地等造成事業特別会計の2会計が該当することになりますが、いずれの会計とも資金不足が生じていないため、数値として計上されないものであります。

以上のことから、本町は令和2年度におきましても財政健全化法に基づく4指標のいずれもが、これまで同様、国が示す早期健全化基準及び財政再生基準を大きく下回るとともに、資金不足比率についても経営健全化基準である20%を下回り、健全な財政を維持していると判断されるものであります。

以上で報告第10号 令和2年度亘理町健全化判断比率及び資金不足比率の説明を終わります。

議長（佐藤 實君） 次に、報告第11号について、当局からの提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長（齋藤秀幸君） 報告第11号 令和2年度亘理町水道事業会計の資金不足比率についてご説明いたします。

議案書の13ページをお開き願います。

令和2年度亘理町水道事業会計の資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により下記のとおり報告するものです。

亘理町水道事業会計の資金不足比率につきましては、資金不足が生じていないため数値として表せないものとなっております。表につきましては、ハイフン表示でございます。

以上で報告第11号の説明を終わります。

議長（佐藤 實君） 最後に、報告第12号について、当局からの提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長（齋藤秀幸君） 報告第12号 令和2年度亘理町公共下水道事業会計の資金不足比率についてご説明いたします。

議案書の14ページをお開き願います。

令和2年度亘理町公共下水道事業会計の資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により下記のとおり報告するものです。

亘理町公共下水道事業会計の資金不足比率につきましては、資金不足が生じていないため数値として表せないものとなっております。表につきましては、ハイフン表示でございます。

以上で報告第12号の説明を終わります。

議長（佐藤 實君） 以上で報告第10号 令和2年度亘理町健全化判断比率及び資金不足比率についてから報告第12号 令和2年度亘理町公共下水道事業会計の資金不足比率についての説明が終わりましたが、本件は報告だけありますから、ご了承願います。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後1時25分 散会

上記会議の経過は、事務局長 西山 茂 男の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

亘 理 町 議 会 議 長 佐 藤 實

署 名 議 員 熊 田 芳 子

署 名 議 員 鈴 木 邦 昭